

西成区役所比較見積業者リスト掲載事業者 募集要項

西成区役所においては、指名型比較見積の相手方を選定するため、「西成区役所比較見積業者リスト」（以下、「比較見積業者リスト」という）を策定しています。このたび、比較見積業者リストへ掲載する事業者を次のとおり募集します。

1 比較見積業者リストについて

比較見積業者リストは、過去に当区で実施した比較見積への参加実績のある事業者等から作成しており、西成区役所の契約事務において運用しています。

発注種別ごとに「事務用品等」「印刷製本」「建物修繕」（※種別ごとの想定する発注内容は別紙のとおり）の比較見積業者リストを作成しており、比較見積業者リストの中からランダムに複数の者を指名し、比較見積により契約相手方を決定、随意契約を締結するものです。

2 掲載事業者の募集について

(1) 名簿掲載の要件

- ・大阪市入札参加有資格者名簿に登録済みであること
- ・「大阪市競争入札参加停止措置要綱」に基づく停止措置を受けていないこと
- ・「大阪市契約関係暴力団排除措置要綱」に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと

(2) 募集期間

随時

ただし、比較見積業者リストへの登録の時期は以下のとおり

3月～5月受付分：7月1日	6月～8月受付分：10月1日
9月～11月受付分：1月1日	12月～2月受付分：4月1日

(3) 提出書類

西成区役所比較見積業者リスト登録等申請書

(4) 提出先

西成区役所総務課まで持参もしくは電子メールの方法で提出してください。

持参の場合の受付時間

午前9時から午後5時30分（月曜日から金曜日まで）

※西成区役所閉庁日は除きます

電子メールでの申込先

tx0001@city.osaka.lg.jp

※件名に「比較見積業者リスト掲載希望」と記載してください。

※迷惑メールフィルタ等により届かない可能性があります。送信後、電話で確認を行ってください。

3 リストへの掲載について

申込があった場合、2（1）の要件に適合することを確認したうえで、リストへ掲載します。

なお、要件を満たさなくなった場合や掲載後3年の間に有効な見積書の提出がない場合は削除対象とします。また、名簿掲載要件を変更し、その結果要件を満たさなくなった場合も削除対象となりますので、あらかじめご了承ください。

4 その他

- （1）リスト掲載の申請をいただいても、発注がない場合もありますので、あらかじめご了承ください。
- （2）掲載内容に変更がある場合や掲載を取り消す場合は西成区役所総務課に申出を行い、西成区役所比較見積業者リスト登録等申請書を提出してください。
- （3）比較見積にかかる見積書の作成・提出等に要する費用は事業者の負担とします。

5 問い合わせ先

西成区役所総務課

〒557-8501 大阪市西成区岸里 1-5-20

電話 06-6659-9625 FAX 06-6659-2245

「事務用品等」

登録種目	想定される発注内容
01 事務用品・機器	文具全般
02 用紙	用紙類（PPC用紙、上質紙等）、段ボール
03 封筒	封筒、封筒印刷
04 印章品	印判
23 家庭用電気機器	照明器具（蛍光灯等）、乾電池
24 通信用機器	電話機
26 OA 機器・用品	トナーカートリッジ、スイッチ、ハブ、OA 周辺機器、OA 用メディア、インクカートリッジ
56 日用品	荒物（ゴミ袋、トイレトーパー、ごみ箱）、食器、布製かばん

「印刷製本」

登録種目	想定される発注内容
05 活平版	パンフレット、リーフレット、ポスター、チラシ、複写伝票、印刷を伴う啓発物品（啓発用うちわ、啓発用ポケットティッシュ等）
06 軽印刷	名簿（完全版下提供のもの）

「建物修繕」

登録種目	想定される発注内容
(物品・委託) 01:13:03 その他上工水道 施設 (工事) 090 管工事	上水道漏水箇所修繕、トイレ修繕全般
(物品・委託) 01:04 消防設備保守点検 (工事) 270 消防施設工事	誘導灯修繕、感知器修繕